

70歳以上の皆さまへ

【平成30年8月から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が下の表のように変わります】

～平成30年7月診療分まで～

適用区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)
現役並み所得者 (負担割合3割)	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〔多数該当：44,400円〕
一般 (負担割合1割・2割)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 〔多数該当：44,400円〕



～平成30年8月診療分以降～

適用区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ 標報83万円以上 (負担割合3割)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〔多数該当：140,100円〕	
現役並み所得者Ⅱ 標報53万円～79万円 (負担割合3割)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〔多数該当：93,000円〕	
現役並み所得者Ⅰ 標報28万円～50万円 (負担割合3割)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〔多数該当：44,400円〕	
一般 (負担割合1割・2割)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 〔多数該当：44,400円〕

※多数該当とは過去1年間に同一世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から自己負担限度額が引き下げとなることを言います。

※JAL健保の付加給付制度で、受診1件(診療月・医療機関毎)につき5万円(1,000円未満切り捨て)を超えた金額については、追加給付されます。

高齢受給者証の負担割合が3割の方はご注意ください！！

負担割合が3割の方で、平成30年8月以降、医療機関での支払が高額になる可能性がある方は、JAL健保へ「**限度額適用認定証**」交付を申請してください。

《申請方法》

JAL健保ホームページの各種申請書ダウンロードより「健康保険限度額適用認定申請書」を印刷していただき、JAL健保へ直接ご提出ください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合がありますが、JAL健保の給付金制度により自動的に給付されます。